

○阿蘇市黒川出水災害危険区域に関する条例【案】

(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 39 条の規定に基づき、一級河川白川水系黒川（以下「黒川」という。）流域の災害危険区域の指定及び災害危険区域内における建築物の建築の制限について必要な事項を定めるものとする。

(災害危険区域の指定)

第 2 条 市長は、黒川の出水による危険の著しい区域を災害危険区域として指定するものとする。

2 市長は、災害危険区域を指定したときは、当該区域を告示し、当該区域を記載した図書を一般の縦覧に供しなければならない。

3 災害危険区域の指定は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

4 前 2 項の規定は、災害危険区域の指定の変更又は解除について準用する。

(建築物の建築の制限等)

第 3 条 災害危険区域内においては、住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿その他の居室（居住のために使用する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物並びにホテル、旅館、病院、診療所（病室を有するものに限る。以下同じ。）及び児童福祉施設等（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 19 条第 1 号に規定する児童福祉施設等をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する建築物であって、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の認定を受けたものでなければ、建築してはならない。

(1) 災害危険設定水位（平成 24 年 7 月九州北部豪雨の規模の黒川の出水に対して家屋の浸水を軽減することができる水位として、市長が定める水位をいう。以下同じ。）以下の部分に居室を有しない建築物（ホテル、旅館、病院、診療所及び児童福祉施設等を除く。）

(2) 主要構造部（屋根及び階段を除く。以下同じ。）が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、かつ、災害危険設定水位以下の部分に宿泊室又は居室を有しないホテル及び旅館

(3) 主要構造部が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、かつ、災害危険設定水位以下の部分に病室又は居室を有しない病院及び診療所

(4) 主要構造部が鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であり、かつ、災害危険設定水位以下の部分に寝室（入所する者の使用するものに限る。）又は居室を有しない児童福祉施設等

(5) 法第 85 条第 2 項の応急仮設建築物又は仮設建築物

(6) その他前各号に準ずるもので、災害防止上特に支障がない建築物

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。